

# 登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント） 実施方針

平成31年4月8日

登別市都市整備部水道室水道グループ

## 【 目 次 】

1 事業の概要	1
1.1 事業名称	1
1.2 事業の対象となる公共施設等の種類	1
1.3 公共施設等の管理者	1
1.4 事業の目的	1
1.5 事業の概要	1
1.6 事業期間	7
1.7 事業スケジュール	7
1.8 遵守すべき関係法令等	7
1.9 事業スキーム及び事業契約に関する基本的な考え方	7
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
2.1 事業者の選定に関する事項	9
2.2 入札参加資格に関する事項	10
2.3 入札参加に関する留意事項	12
2.4 事業者選定のスケジュール等	14
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
3.1 事業契約に関する基本的な考え方	17
3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	17
3.3 対象業務におけるサービスの水準	20
3.4 事業者の実施状況のモニタリング	20
3.5 サービスに対する対価の支払い	20
4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
4.1 施設の立地条件	21
4.2 施設の規模等	22
4.3 土地の使用に関する事項	25
4.4 新設施設の各種要件等	25
5 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	27
6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	27
6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	27
7 その他事業の実施に関し必要な事項	28
7.1 債務負担行為	28
7.2 本事業に係る情報の提供方法	28
7.3 実施方針の変更	28
7.4 入札の中止等	28

7.5 落札者を選定しない場合 .....	28
7.6 応募に当たっての費用の負担 .....	28
7.7 環境への配慮 .....	28
7.8 原水等のサンプリング .....	28
8 本事業に関する問い合わせ先 .....	29

**【別紙 様式集】**

【様式1号】実施方針説明会及び現場説明会（第1回）参加申込

【様式2号】実施方針に関する質問書

【様式3号】業務要求水準書に関する質問書

【様式4号】実施方針に関する意見書

【様式5号】業務要求水準書に関する意見書

本実施方針は、登別市（以下、「市」という。）が実施する登別温泉浄水場更新事業（以下、「更新事業」という。）のうち、「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」（以下「本事業」という。）として水処理系施設（浄水処理に係る機械設備、電気設備）の設計、建設及び保守管理を一括しDBM（デザインビルドメンテナンス）方式で実施する事業の概要及び事業を委ねる民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する方針を定めるものである。

## 1 事業の概要

### 1.1 事業名称

登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）

### 1.2 事業の対象となる公共施設等の種類

登別温泉浄水場

### 1.3 公共施設等の管理者

登別市水道事業 登別市長 小笠原 春一

### 1.4 事業の目的

登別温泉浄水場は、昭和41年3月に建設された施設であり、平成31年現在で50年以上が経過している。老朽化が進行していることに加え、他系統からのバックアップが不可能であること等により、平成28年8月に策定した登別市水道施設整備計画において無人運転が可能である『膜ろ過方式』により更新することとした。

本事業は、登別温泉浄水場を全面的に更新することにより、耐震性の確保とともに水道水の安定供給を図ることを目的とする。

### 1.5 事業の概要

本事業は、新設する登別温泉浄水場の水処理系施設について、事業者が調査、基本設計、詳細設計、建設及び保守管理業務を一括して実施するDBM方式とする。

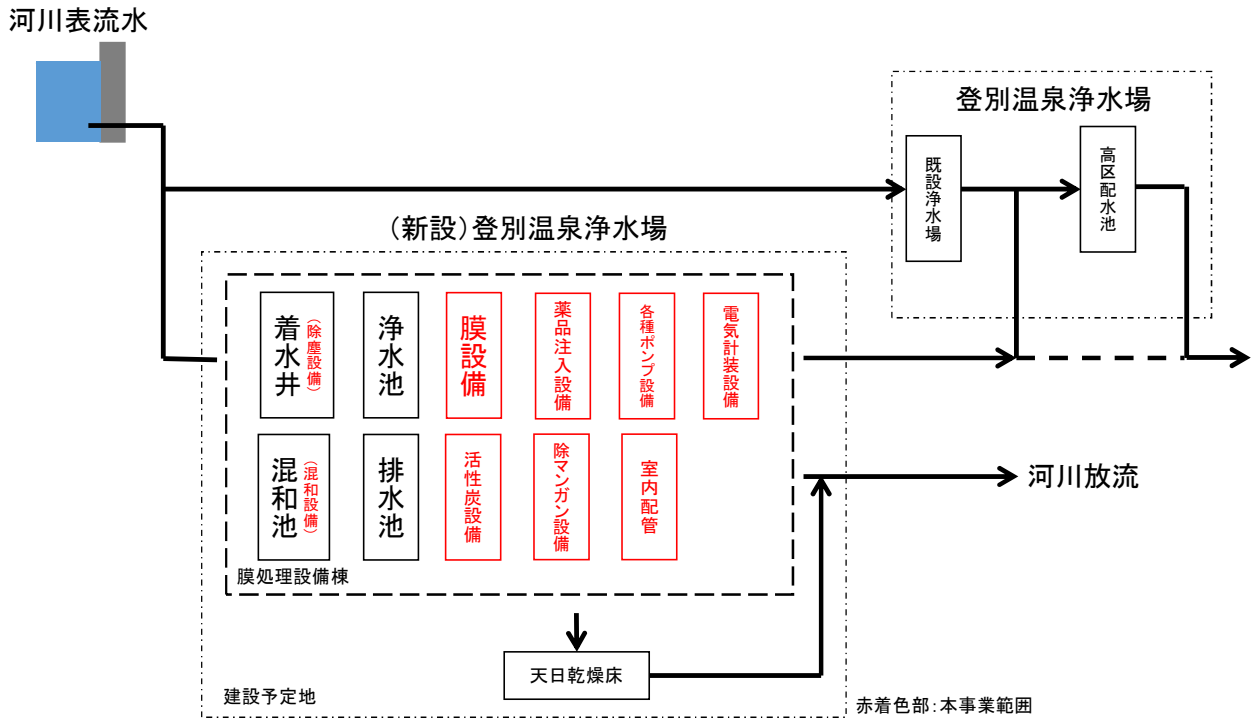
なお、水処理系施設以外の工事については、地元企業の受注機会確保の観点と性能発注による負担増を考慮し、従来どおりの仕様発注とする。

なお、更新事業は、厚生労働省の水道水源開発等施設整備費国庫補助金又は生活基盤施設耐震化等交付金を受けることを予定している。

事業概要を表1、図1に示す。

表 1 登別温泉浄水場の概要

項目	内容
施設名称	登別温泉浄水場
建設場所	登別市登別温泉町177番地1
浄水処理方式	膜ろ過方式
計画一日最大浄水量	5,000m <sup>3</sup> /日



※施設フロー及び設備は事業者提案で決定するため参考である。

図 1 施設フロー案

### 1.5.1 対象業務の概要及び範囲

本事業の対象業務は、登別温泉浄水場に関する水処理プラントに係る設計、建設及び保守管理である。本事業の対象業務の概要及び対象範囲を表2、表3に示す。なお、土木・建築に係る詳細設計、建設工事は別途市が実施する。

表 2 対象業務の概要

対象業務	概要	
設計	調査	市が実施している調査以外に事業者が事業を実施する上で必要と判断する調査。市が実施している調査及び今後実施する調査は表 3 に示す。
	基本設計	提案内容を具体化するための基本設計業務であり、表 4 に示す本事業対象施設、並びに更新事業のうち、着水井、各混和池、浄水池、排水池、天日乾燥床、膜処理棟を対象として実施する。
	詳細設計	表 4 に示す本事業の対象施設に関する詳細設計業務である。なお、土木建築に関する詳細設計は別業務で同時期に実施する。
	各種申請書類等の作成補助	設計及び施工に必要な各種申請に係る書類作成及び関係機関との協議。補助金及び交付金申請に係る書類作成を含む。
建設	対象施設の建設工事	表 4 に示す本事業の対象施設に関する建設工事である。
	試運転調整	新浄水場の試運転調整、新浄水場への切替え対応を含む。
	施工監理	建設工事の施工監理である。
保守管理	運転管理マニュアル作成	市が維持管理を行う上で必要となる新浄水場の運転管理マニュアルの作成である。
	設備台帳作成	市が保有している設備台帳に新浄水場に係る設備、完成図書、保守管理記録を登録する。
	施設保守管理	表 4 に示す本事業の対象施設に対する定期点検、修繕、消耗品調達、薬品調達、膜設備洗浄等の保守管理であり、保守管理計画書作成を含む。
	運転に関する指導・助言	市が実施する新浄水場の運転方法に対して供用開始時に指導、助言を行う。また、市が当該浄水場の運転管理について助言を求めた場合や事業者が保守点検時に市の運転方法の改善が必要と判断した場合には、運転に関する指導・助言を行う。
	事業終了時の引継ぎ	事業終了後においても運転管理、施設更新が円滑に行えるように保守管理の記録を提出するとともに保守管理で得られた知見を市へ報告する。

表 3 本業務の対象範囲

対象業務		内容	市	事業者
設計	調査	騒音及び振動・臭気・日照・風向	○	—
		家屋調査	○	—
		測量	○	—
		地質調査	○	—
		試掘調査	○	—
		土壌汚染	○	—
		地下水調査	○	—
	電波障害調査	テレビ受信障害調査	○	—
	説明会補助 (書類作成及び出席)	住民説明会	—	○
		視察等対応	—	○
	基本設計	表 5 による	—	○
	詳細設計	表 5 による	—	○
	各種申請書類等 作成補助	設計、施工に必要な各種申請書類	—	○
国庫補助申請又は交付金申請関係書類		—	○	
関係機関と協議用資料		—	○	
建設	建設工事	表 5 による	—	○
	施工監理	土木建築工事	○	—
		水処理系施設工事	—	○
保守 管理	保守管理計画書作成 ・見直し	日常点検（日・週点検含む）計画作成・見直し	—	○
		定期点検（上記以外）計画作成・見直し	—	○
		修繕及び機器交換計画作成・見直し	—	○
		消耗品調達計画作成・見直し	—	○
		薬品調達計画作成・見直し	—	○
		膜設備薬品洗浄計画作成・見直し	—	○
		膜交換計画作成、見直し <sup>※1</sup>	—	○
		災害及び事故時対応計画作成・見直し	—	○
		事業終了時引継ぎ計画作成・見直し	—	○
	運転管理マニュアル作成 <sup>※2</sup>	日常点検マニュアル作成	—	○
		災害及び事故時対応マニュアル作成	—	○
	設備台帳	市のシステムへ入力作業	—	○
	施設保守管理	日常点検 (毎日～週 1 回程度の目視等の軽微な点検)	○	—
		定期点検（上記以外の点検）及び記録管理	—	○
		修繕、機器（部品含む）交換及び記録管理	—	○
		消耗品調達	—	○
		薬品調達・購入費（使用する薬品）	—	○
		電気代	○	—
		自家発電設備に必要となる燃料	○	—
		膜設備薬品洗浄	—	○
災害及び事故時対応		○	△ <sup>※3</sup>	
事業終了時引継ぎ		—	○	
運転管理指導・助言	供用開始前後の運転管理に対する指導	—	○	
	問合せ時の運転管理に対する助言	—	○	

○：対象、—：対象外、△：一部対象

※1 事業期間内に膜交換を必要としない提案においても作成する。

※2 市が実施する維持管理の範囲を含む、※3 市が主体となって実施する作業の支援

## 1.5.2 対象施設の概要と範囲

本事業の対象施設を表4、表5に示す。

表4 対象施設

	施設名	施設概要
本事業 対象施設	除塵設備	原水に混入した枝葉等の夾雑物を除去する設備とする。
	着水井	原水の水位変動を安定させる池であり、越流設備を有した施設である。 原水の状況を目視で確認可能な設備とする。 事業者が鋼製として提案する場合は、本事業の対象設備とする。
	粉末活性炭 吸着設備	粉末活性炭吸着処理に必要な接触槽、注入設備、貯蔵設備、その他必要な設備とする。なお、接触槽を鋼製とする場合は本事業の対象設備とする。
	混和設備	塩素やPAC等の薬品の混和に必要な設備とする。なお、混和槽を鋼製とする場合は、本事業の対象設備とする。
	膜ろ過設備	膜ろ過処理に必要な膜ろ過設備、物理洗浄設備、薬品洗浄設備とする。なお、槽浸漬方式を採用する場合で、浸漬槽を鋼製とする場合は、本事業の対象設備とする。
	除マンガン 設備	除マンガン処理に必要な設備とする。なお、接触槽を鋼製とする場合は、本事業の対象設備とする。
	膜ろ過供給 ポンプ設備	原水を膜ろ過設備へ供給するポンプ設備である。膜ろ過設備まで自然流下方式を採用する場合においても、膜ろ過供給ポンプは設置する。
	高区配水池移 送ポンプ設備	浄水池から高区配水池への移送ポンプ設備である。
	排水ポンプ 設備	河川放流や天日乾燥床へ排水するためのポンプ設備であり、事業者が提案する水位設定にて必要な場合は設置する。
	膜処理棟内設 備間連絡管	導水管、送水管、配水管、排水管を含み、上記設備を連絡する管路及びそれらに付随する設備。躯体埋め込み管、可とう管を含む。
	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な全ての薬品注入設備である。
	電気計装設備	本浄水場に係る受電設備、動力設備、計装設備、自家発電設備、中央監視制御設備、遠方監視設備、新浄水場に切り替えるために必要となる設備とする。
その他付帯 設備	荷役・揚重設備、床排水ポンプ	
更新事業 対象施設	着水井	原水の水位変動を安定させる池であり、越流設備を有した施設である。 原水の状況を目視可能な施設とする。
	各混和池	各薬品を混和する槽である。
	浄水池	浄水処理した水を貯留する池。
	排水池	各設備の洗浄排水、排水・排泥を一旦貯留する池である。簡易的に沈降分離する機能・貯留量を有する。
	膜処理設備棟	更新事業の施設・設備を配置する建築物であり、その他に監視室兼事務室、電気室、水質計器室等を含む。
	天日乾燥床	排水池で沈降分離した汚泥を送泥し乾燥させる施設である。
	場内配管	更新事業に必要な各種配管（導水管、送水管、配水管、排水管）である。
	場内整備	門、柵、場内道路、場内雨水排水、駐車場などである。
既設利用 施設	高区配水池	既設浄水場に建設されている配水池である。

※既設浄水場の撤去工事は含まない。



表5 業務対象施設・設備の対象範囲

対象施設		提案	基本設計 <sup>※1</sup>	詳細設計	建設工事	保守管理
本 事 業 範 囲	除塵設備	○	○	○	○	○
	着水井（鋼製） <sup>※2</sup>	○	○	○	○	○
	粉末活性炭吸着設備	○	○	○	○	○
	混和設備	○	○	○	○	○
	膜ろ過設備	○	○	○	○	○
	除マンガン設備	○	○	○	○	○
	膜ろ過供給ポンプ設備	○	○	○	○	○
	高区配水池移送ポンプ設備	○	○	○	○	○
	排水ポンプ設備 <sup>※2</sup>	○	○	○	○	○
	膜処理棟内設備間連絡管	○	○	○	○	○
	薬品注入設備	○	○	○	○	○
	電気計装設備 受電設備、動力設備、計装設備、 自家発電設備、中央監視制御設 備、遠方監視設備	○	○	○	○	○
	その他付帯設備	○	○	○	○	○
	試運転調整	○	○	○	○	○
	既設からの切替え工事（電気設備）	○	○	○	○	○
更 新 事 業 範 囲  <sup>※4</sup>	着水井（土木） <sup>※2</sup>	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	各混和池（土木） <sup>※2</sup>	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	浄水池（土木）	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	排水池（土木）	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	膜処理設備棟（建築）	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	天日乾燥床（土木）	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	場内配管（土木）	○	△ <sup>※3</sup>	—	—	—
	造成（土木）	—	—	—	—	—
	杭基礎（土木）	—	—	—	—	—
	場内整備（土木）	—	—	—	—	—

※1 事業者特定後の基本設計を示す。基本設計は、提案内容を詳細設計に向けてより具体的に行うために実施するものである。

※2 事業者提案フローに含まれない場合は除外する。

※3 更新事業範囲の提案、基本設計欄に△が付いている施設は、膜ろ過処理システム全体として市が評価・詳細設計を行うために事業者からの提案が必要と判断しているため対象としている。

※4 更新事業範囲のうち、浄水処理や監視に必要な電気設備、計装設備（水位計など）は本事業の対象設備とする。なお、建築付帯電気設備は除く。

## 1.6 事業期間

本事業は、設計及び建設期間を平成32年4月1日から平成36年3月31日までとし、新設対象施設の保守管理期間を平成36年4月1日から平成52年3月31日までとする。

## 1.7 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

表 6 事業スケジュール

項 目	予 定
基本協定の締結	平成31年12月
事業契約の締結	平成32年3月（予定）
設計及び建設期間	平成32年4月～平成36年3月（4年間）
新設対象施設の保守管理期間	平成36年4月～平成52年3月（16年間）

## 1.8 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守する。

## 1.9 事業スキーム及び事業契約に関する基本的な考え方

### （1）基本協定の締結

市は、落札者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

### （2）事業契約の締結

市は、施設の設計・建設及び保守管理に関して、事業契約を締結する。

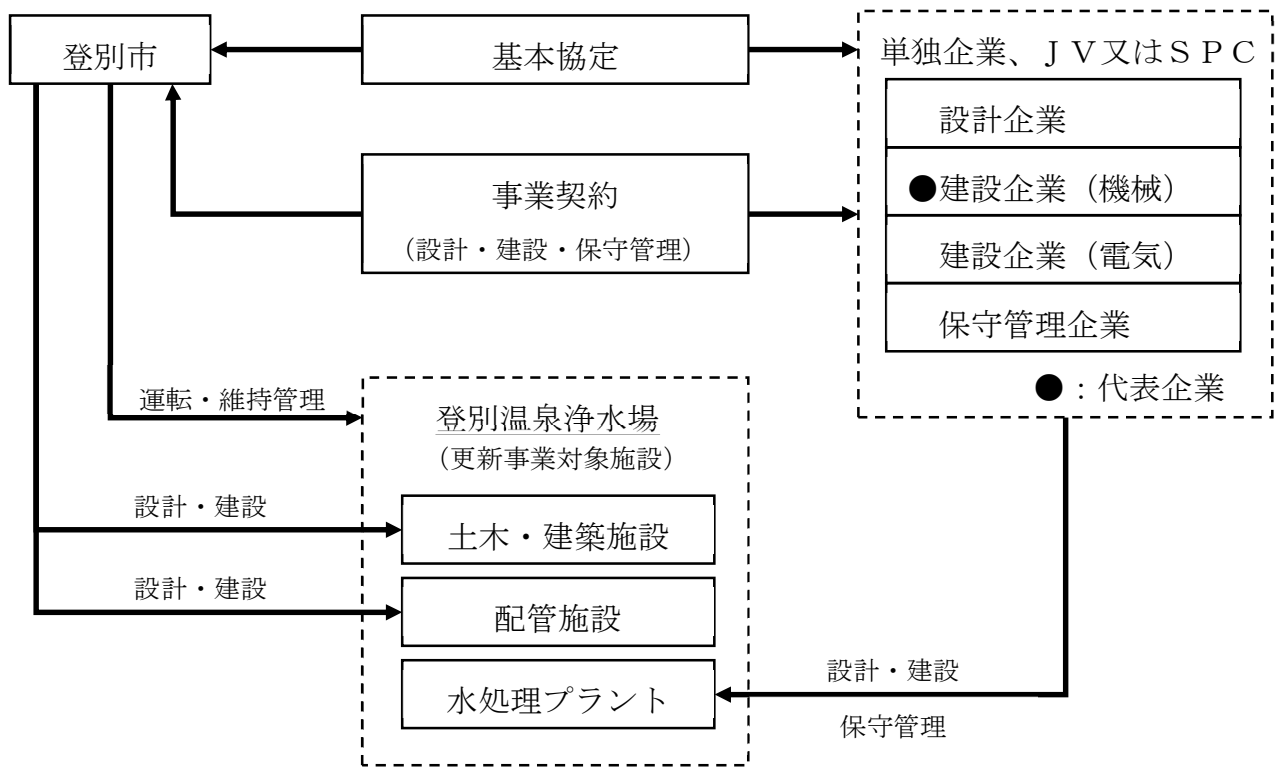


図 2 事業スキーム図

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 事業者の選定に関する事項

#### (1) 事業者に求めるもの

事業者には、浄水場施設の設計及び建設への深い理解と十分なノウハウや期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。

また、本事業は DBM方式であるが運転管理における安全性、安定性及び容易性、維持管理における効率性及び経済性を考慮した提案を行うことを求める。

#### (2) 事業者選定方式

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）により行うものとする。

なお、本事業の入札手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等において公表する。

##### 1) 入札参加資格確認

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格確認として、市の入札参加資格を有する者であることや、一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

##### 2) 提案内容の審査

上記 1) において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された入札参加者から、具体的な業務の実施方法や事業費等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。

なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリング及びプレゼンテーションを通じて行う。

#### (3) 委員会の設置

市は、総合評価一般競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づき、学識経験者より意見を聴取するため、学識経験者等により構成される「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会」（以下「技術審査委員会」という。）を設置する。また、中立かつ公平、公正な評価を行うため、本事業に係る要綱に基づき「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会」（以下「契約審査委員会」という。）を設置する。なお、技術審査委員会は、入札参加者の提案内容の評価も行い、契約審査委員会は技術審査委員会の評価結果を基に落札候補者を決定する。

## 2.2 入札参加資格に関する事項

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ア 入札参加者の構成は、単独企業又は複数の企業等により構成されるグループとする。入札参加者を構成する企業を「構成企業」とする。
- イ 入札参加者は、本事業の設計を行う企業（設計企業）、本事業の機械設備工事を行う企業（建設企業（機械））、本事業の電気設備工事を行う企業（建設企業（電気））及び本事業の保守管理業務を行う企業（保守管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。
- ウ 構成企業の企業数の上限は任意とする。入札参加者は構成企業のうち建設企業（機械）の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加手続や落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- エ 構成企業は、1社にて複数工種を兼ねる場合は、該当する工種の参加資格要件を全て満たすこと。
- オ 入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業（設計企業、建設企業（機械）、建設企業（電気）及び保守管理企業）の企業名並びに携わる業務について明らかにするものとする。
- カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業に加わることはできない。
- キ 入札参加者の代表企業の変更、構成企業の変更は原則として認めない。
- ク 入札参加者からの提案は1案のみとする。

### (2) 入札参加者の入札参加資格要件

#### 1) 構成企業の入札参加資格共通要件

入札参加者の構成企業は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の要件を満たすこと。

- ア 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年3月制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続をなしていないもの。
- エ 国税、都道府県税及び市税に未納の税額がないこと。
- オ 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年12月24日条例第22号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者が含まれていないこと。
- カ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- キ 本事業に係る事業者選定支援業務受託者、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をし

ているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等)、事業者選定公募書類作成に関与したもの又は事業者選定支援業務に関与した者でないこと。

事業者選定公募書類作成に関与したもの：株式会社N J S

事業者選定支援業務受託者：(未定)

ク「技術審査委員会」、「契約審査委員会」の委員が属する法人又はその法人と資本関係のある者でないこと。

## 2) 各業務の実施を担う者の参加資格

入札参加者は、入札参加資格確認基準日において、以下の(ア)から(ウ)の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。複数の業務の要件を満たす者は、当該複数の業務の実施を担うことができる。なお、登別温泉浄水場浄水処理実証実験に1年以上参加している企業は、これらの要件のうち実績に係る要件(設計企業イ及びウ、建設企業ア及びイ)は満たしているものとする。なお、入札参加資格確認基準日は、入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。

### (ア) 設計業務の実施を担う者(設計企業)

- ア 技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。
- イ 社会資本整備に係るPFI事業、浄水場整備に係るDBO事業、若しくは浄水場整備に係るDB事業の業務実績、又は事業者選定支援業務等水道事業のPPP関連業務の受託実績を有すること。
- ウ 国内において、水道法(昭和32年法律第177号)でいう水道事業の浄水場で、水源の種別を表流水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上、膜ろ過方式の浄水場の実施設計の履行実績を有すること。

### (イ) 建設業務の実施を担う者(建設企業)

- ア 建設企業(機械)は国内において、公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上、浄水能力を有する膜ろ過浄水場の機械設備工場の施工実績があること。
- イ 建設企業(電気)は国内において、公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上、浄水能力を有する浄水場の電気設備工事(中央監視・計装設備を含む一式)の施工実績があること。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、構成企業のうち建設企業(機械)は機械器具設置工事、建設企業(電気)は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- エ 建設企業(機械)は、水道技術研究センターの浄水用設備等認定において膜ろ

過装置の技術認定を有すること。

オ 構成企業は、参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評価値（P点）が、建設企業（機械）は、機械器具設置工事について1,000点以上、建設企業（電気）は、電気工事について1,000点以上であること。

カ 建設業法等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。ただし、現場代理人は常駐とし、入札参加者の代表企業が配置すること。

#### （ウ）保守管理業務の実施を担う者（保守管理企業）

ア 保守管理業務等の実施を担う構成企業のうち1社は、水道法でいう水道事業の公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上浄水場において1年以上の維持管理業務の実績を有すること。なお、共同企業体として実施した実績は、当該共同企業体の構成企業としての出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。

### 3) 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加者の構成企業の変更は認めないものとする。ただし、入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

ア 入札参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

イ 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は本契約を締結しないことができるものとする。これにより本契約を締結しなくても、市は一切責を負わない。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と事業契約を締結できるものとする。

## 2.3 入札参加に関する留意事項

### （1）審査委員への接触

入札書類の審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため学識経験者等により構成される技術審査委員会及び当市職員で構成される契約審査委員会で行う。技術審査委員会及び契約審査委員会の委員は、以下のとおりである。なお、入札参加者が落札者決定前までに、本事業について当委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

## 1) 技術審査委員会

- (委員長) 国立大学法人 室蘭工業大学 准教授 吉田英樹  
(委員) 国立大学法人 室蘭工業大学 准教授 安居光國  
(委員) 公益財団法人 水道技術研究センター 主席研究員 富井正雄

## 2) 契約審査委員会

「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会設置要綱」に記載のとおりとする。

## (2) 入札保証金

### 1) 入札保証金の納付

登別市契約事務規則第11条のとおり、入札に参加しようとする者は、見積る入札額の100分の5に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

### 2) 入札保証金の納付の免除

1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ア 市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものであり、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## (3) 提出書類の取扱い・著作権

### 1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提出書類の一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

### 2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、保守管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法、保守管理方法等で指定した場合において、特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

## (4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。



## (5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

## (6) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 2.4 事業者選定のスケジュール等

### (1) 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、表7に示すとおり予定している。

表7 事業者選定のスケジュール

実施事項	日程
実施方針及び業務要求水準書の公表	平成31年4月8日
実施方針及び業務要求水準書に関する質問、意見の受付開始	平成31年4月9日
実施方針及び業務要求水準書に関する説明会の実施	平成31年4月16日
現地見学会の実施（第1回）	平成31年4月16日
実施方針及び業務要求水準書に関する質問、意見の受付締切	平成31年4月26日
実施方針及び業務要求水準書に関する質問に対する回答の公表	平成31年5月31日
入札公告・入札説明書等の公表	平成31年6月上旬
入札説明書等に関する質問の受付開始	平成31年6月上旬
入札説明書等に関する説明会の実施	平成31年6月上旬
現地見学会の実施（第2回）	平成31年6月上旬
入札説明書等に関する質問の受付締切（第1回）	平成31年6月中旬
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第1回）	平成31年7月上旬
入札説明書等に関する質問の受付締切（第2回）	平成31年7月中旬
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表（第2回）	平成31年8月上旬
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	平成31年8月上旬～8月下旬
参加資格確認結果の通知	平成31年9月上旬
入札書類（技術提案書）の受付	平成31年9月下旬～10月上旬
事業者への事前ヒアリング開催	平成31年11月上旬
入札書の受付及び開札	平成31年12月上旬
プレゼンテーションの開催	平成31年12月上旬
落札者決定、選考結果の通知・審査結果の公表	平成31年12月中旬
落札者との基本協定の締結	平成31年12月下旬
落札者との事業契約の締結	平成32年3月

## (2) 実施方針に関する説明会

本事業に応募しようとする事業者の本事業に係る理解向上等のため、実施方針に関する説明会を開催し、事業に係る情報を提供するとともに、市の考え方等を提示する。説明会に出席する場合は、事前登録を行う。

### 1) 説明会

#### (ア) 開催日時

平成31年4月16日(火) 午前10時00分から

#### (イ) 開催場所

登別市富士町7丁目33番地 登別市民会館 大会議室

#### (ウ) 申込方法

申込書(様式1号)に必要事項を記入の上、後記「本事業に関する問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

#### (エ) 申込期限

平成31年4月9日(火)から4月12日(金) 午後5時までとする。

#### (オ) 注意事項

説明会で実施方針は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

### 2) 現地見学会

#### (ア) 開催日時

平成31年4月16日(火) 午後1時30分から

#### (イ) 開催場所

新登別温泉浄水場建設予定地

(既存登別温泉浄水場、登別温泉浄水場取水施設、幌別浄水場)

#### (ウ) 申込方法

参加者は、説明会申込みと同時に現地見学会の申込みを行うこと。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

#### (エ) 注意事項

当市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札又はIDストラップ等を着用すること。

### 3) 実施方針及び業務要求水準書に関する質問受付及び回答公表

実施方針及び業務要求水準書に関する質疑応答は以下の要領により行う。

#### (ア) 実施方針及び業務要求水準書に関する質問受付

##### a 受付期間

平成31年4月 9日(火) から

平成31年4月26日(金) 午後5時まで

b 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針及び業務要求水準書に関する質問書（様式 2 号、様式 3 号）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。宛名は、「8. 本事業に関する問い合わせ先」のとおりである。

(イ) 回答の公表

平成 31 年 5 月 31 日（金）予定

実施方針及び業務要求水準書に関する質問に対する回答は、本事業に係る当市のウェブサイトを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

当市ウェブサイト【<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/>】

4) 実施方針及び業務要求水準書に関する意見の受付

実施方針及び業務要求水準書に関する意見を以下の要領により受付ける。

(ア) 実施方針に関する意見の受付

a 受付期間

平成 31 年 4 月 9 日（火）から

平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 5 時まで

b 提出方法

実施方針及び業務要求水準書に関する意見がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、実施方針及び業務要求水準書に関する意見書（様式 4 号、様式 5 号）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。宛名は、「8. 本事業に関する問い合わせ先」のとおりである。

(イ) 公表

提出された意見は、原則として公表しない。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 3.1 事業契約に関する基本的な考え方

市は、施設の設計・建設及び保守管理に関して、基本協定及び事業契約を締結する。

なお、落札者決定日の翌日から契約締結日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と契約を締結しない場合がある。

#### 3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

##### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。

リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、当市が行う業務に係るリスクは当市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

##### (2) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクとその分担に対する基本的な考え方を表8に示すものとする。

表 8 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	構想・計画	市の施策変更による事業変更、中断、中止	○	
	入札説明書	入札説明書の誤り、内容変更	○	
	契約締結	市の事由により契約締結できない、時間がかかる	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
		事業者事由により契約締結できない、時間がかかる	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※1</sup>
	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更	○	
		上記以外法制度の新設・変更		○
	許認可	許認可遅延（市取得）	○	
		許認可遅延（事業者取得）		○
	税制度	法人利益に関わる税制度新設・変更		○
		本事業に影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税変更	消費税変更	○	
	第三者賠償	市の事由による第三者賠償	○	
		事業者事由による第三者賠償		○
	住民対応	本事業住民反対運動、住民対応による仕様変更	○	
		設計、建設、保守管理等、事業者事由によるもの		○
	環境問題	市起因環境悪化	○	
		事業者起因環境悪化		○
		その他（自然由来、第三者）起因による環境悪化	○	
	安全確保	施設劣化、保守管理不備による事故		○
		設計、建設、保守管理における安全確保		○
	民間事業者の発注する業務	事業者が発注する契約内容変更		○
	保険	事業を遂行するために必要となる保険		○
	構成員・協力企業	構成企業・協力企業の能力不足等による事業悪化		○
	関係機関との調整	市の事由による延期等	○	
		事業者事由による延期等		○
	物価変動	物価変動による経費増加	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
	資金調達	事業者の資金調達		○
	補助金受給・起債	補助金受給遅延、削減、受給不能	○	
	各種負担金	インフラ整備等追加コスト	○	
	債務不履行	市の事由による事業の中止、延期	○	
		事業者事由による事業の中止、延期		○
	不可抗力	戦争、暴動等による事業計画・内容変更等、延期・中止	○	
台風、風水害等による事業計画・内容変更等、延期・中止		○	△ <sup>※3</sup>	
地震による事業計画・内容変更等、延期・中止		○ <sup>※4</sup>	○ <sup>※4</sup>	
土木・建築計画	提案内容の要求水準未達による建設費増大		○	
入札参加	入札参加に伴う経費負担		○	
設計	調査	市が実施した測量・調査	○	
		事業者が実施した測量・調査		○
	設計	市の事由による設計完了遅延、設計費増大	○	
		事業者事由による設計完了遅延、設計費増大		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
建設	用地取得	事業用地確保	○	
		資材置き場確保		○
	工事管理	工事管理不行き届きによる工事遅延、建設費増大		○
	工事遅延・未完 成、建設費増大	市の事由による工事遅延・未完工、建設費増大	○	
		事業者事由による工事遅延・未完工、建設費増大		○
	工事中の事故	調査、工事に係る事故による経費増加、遅延		○
	施設性能	要求性能不適合		○
	引渡前損害	引渡し前に工事目的物、工事材料・建設機械器具に生じた損害		○
試運転・引渡性能 試験	試運転、引渡性能試験結果不適合による経費増加		○	
保守管理	計画変更	市の事由による事業内容、用途変更	○	
		事業者の事由による事業内容、用途変更		○
	施設性能	要求仕様不適合		○
	要求水準未達	要求水準の未達		○
	施設損傷	不可抗力を除く施設の破損、経費増加		○
	保守管理費増大	市の事由による事業内容・用途変更に起因する維持管理費増大	○	
		市の運転管理不良に伴う保守管理費増大	○	
		保守管理品質要求水準書不適合による整備遅延、修繕費増大		○
		上記以外の事由による保守管理費増大		○
	原水	原水水量不足	○	
		上記が事業者提案内容による場合		○
		水質変化	○	
		一次圧力不足	○	
	原料	上記が事業者提案内容による場合		○
		燃料供給停止	○	
		薬品供給停止		○
	機器更新	機器不具合による更新		○
	修繕費増大	修繕費が長期修繕計画予想を上回った場合		○
	マニュアル及び台帳不備	各種業務マニュアル不備		○
	保守点検、修繕	保守点検・修繕不備		○
		費用の増大		○
		機器の故障		○
	環境保全	事業者による環境影響対処経費増加		○
事業破綻	事業者の破綻		○	
終了	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用、清算手続きに伴う評価損益		○
	事業終了時の施設 状態	事業終了時の要求水準等未達		○
		事業者が提出した瑕疵担保・保証		○

※1 契約締結までに要した市、事業者の各々の費用は各々が負担する。

※2 詳細は契約書に定める。

※3 市が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるために、生じた損害及び増加費用の一部については、協議により事業者も負担する。

※4 要求水準書に規定する範囲については民間事業者が負担するものとし、それを超える範囲については市が負担する。

### 3.3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中、市が要求する水準のサービスを提供することが求められる。浄水の水質及び本事業の対象となる施設に要求する性能は、業務要求水準書と今後公表する入札説明書において示す。

### 3.4 事業者の実施状況のモニタリング

市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

#### (1) モニタリングの内容

##### 1) 設計及び建設段階

市は、事業者が行う設計業務及び建設業務等が市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が市で定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の改善を求める。事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

##### 2) 保守管理段階

市は、事業者が行う保守管理業務について定期的に確認を行う。事業者の実施する保守管理業務の水準が市で定める水準を下回ることが判明した場合、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、保守管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

#### (2) モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

### 3.5 サービスに対する対価の支払い

市は、事業契約に従い、設計、建設及び保守管理業務に対し、その対価を支払う。サービスの対価に係る考え方は、入札説明書等において明らかにする。

## 4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 4.1 施設の立地条件

#### 1) 対象施設の住所

登別市登別温泉町177番地1 (登別温泉浄水場)

#### 2) 建設用地の制限等

登別温泉浄水場の建設用地の制限等を表9に示す。

表9 登別温泉浄水場の建設用地の制限等

種 別	調 査 項 目	該 当 事 項		
法令関係 (地域)	都市計画区域	区域内	市街化区域	区域内
	用途地域	第一種住居地域 容積率 200%, 建ぺい率 60%		
		防火地域・準防火地域無指定, 法第22条区域		
	高さ制限	道路斜線勾配: 1.25 適用距離: 20m 隣地斜線勾配: 1.25 立上り: 20m		
	外壁の後退距離	なし		
	積雪深	0.70m	凍結深度	0.60m
	防火地域	指定なし	宅地造成	宅地造成工事規制区域
	特別用途地域	指定なし	日影規制	高さ 10m 以上, 4h, 2.5h
	その他の地域地区	支笏洞爺国立公園		
	事前協議	胆振総合振興局 (規模により北海道庁建築主事審査)		
確認申請審査	登別市都市整備部 建築指導担当経由 胆振総合振興局建築主事審査 (規模により北海道庁建築主事審査)			
法規制	騒音規制	第2種区域		
	振動規制	第1種区域		
	悪臭防止法	A区域		
都市施設	道路	西側 幅員 6.5m		
	水道設備	上水道		
	下水道設備	個別排水処理		
その他	建設予定地の一部が土砂災害警戒区域に該当する			



## 4.2 施設の規模等

新設施設の規模等は、以下のとおりである。詳細は、業務要求水準書等において示す。

### (1) 対象水量

本事業の計画一日水量を表 10 に示す。登別温泉浄水場の水利使用許可水量は 6,480 m<sup>3</sup>/日であるが、導水管が起伏している縦断形状等の理由により、最大 1 日あたり 4 m<sup>3</sup>/h 程度減少しており、夏期には 2 週間に 1 回、冬期には 1 か月に 1 回程度の排泥作業を実施している。

表 10 計画一日水量の設定値

濁度	水量	計画一日取水量	計画一日浄水量	計画一日給水量	回収率
平常時 (平均濁度 10 度未満)	最大	5,000m <sup>3</sup> /日+α	5,000m <sup>3</sup> /日	4,700m <sup>3</sup> /日	95%
	平均	4,000m <sup>3</sup> /日+α	4,000m <sup>3</sup> /日	3,800m <sup>3</sup> /日	95%
	最小	2,400m <sup>3</sup> /日+α	2,400m <sup>3</sup> /日	2,200m <sup>3</sup> /日	95%
高濁度時 (10 度～500 度以下)	平均	4,300m <sup>3</sup> /日+α	4,300m <sup>3</sup> /日	3,800m <sup>3</sup> /日	90%
高濁度時 (501 度～1000 度)	最小	2,600m <sup>3</sup> /日+α	2,600m <sup>3</sup> /日	2,200m <sup>3</sup> /日	85%

※+α：サンプリング水（水質測定用サンプリングに加え、クリプトスポリジウム対策保管用 20L）  
場内作業用水量は無人のため見込まない。

※高濁度時（10 度～500 度以下）：継続時間 48 時間（500 度×48 時間）

高濁度時（501 度～1000 度）：継続時間 24 時間（1000 度×24 時間）

※回収率は施設全体での回収率を示す。

表 11 水利使用許可水量と着水流量実績

項目		水量
水利使用許可水量		6,480 m <sup>3</sup> /日 (0.075 m <sup>3</sup> /s)
着水流量実績	最大	6,480 m <sup>3</sup> /日
	最小	4,800 m <sup>3</sup> /日

※季節変動等により着水流量が 1 日あたり、最大 4 m<sup>3</sup>/h 程度減少することが確認されている。

表 12 計画一日水量で用いる用語の定義

項目	定義	設定値について
計画一日取水量	新設着水井からの流出水量。着水井以前でサンプリングする場合はサンプリング水含む。	計画一日浄水量に事業者が必要なサンプリング水を加算した値。
計画一日浄水量	新設浄水池への流入水量	必ず順守しなければならない数値
計画一日給水量	既設高区配水池への送水流量	必ず順守しなければならない数値
回収率	計画一日給水量/計画一日浄水量	設定値以上が望ましい。

## (2) 目標処理水質

目標処理水質は、表 13 に示すとおりとする。

表 13 目標浄水水質

No.	検査項目	基準値	原水引渡条件			浄水水質		要求水準
			最大値		平均値 (平常時)	最大値	平均値	
			(高濁度時)	(平常時)				
1	一般細菌	100 /mL以下	1900	1900	112	0	0	
2	大腸菌	検出しない	—	—	検出/不検出	—	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00006	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	< 0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	< 0.001	< 0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.01	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
7	ヒ素及びその化合物※1	0.01 mg/L以下	0.26	0.002	0.002	0.001	0.001	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.13	0.12	0.1	0.14	0.11 ※2	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09 ※2	
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	
21	塩素酸	0.6 mg/L以下				< 0.06	< 0.06	
22	クロロ酢酸※1	0.02 mg/L以下				0.002	0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下				0.01	0.003	
24	ジクロロ酢酸※1	0.03 mg/L以下				0.003	0.003	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下				0.005	0.002	
26	臭素酸	0.01 mg/L以下				< 0.001	< 0.001	
27	総トリハロメタン※1	0.1 mg/L以下				0.005	0.005	
28	トリクロロ酢酸※1	0.03 mg/L以下				0.003	0.003	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下				0.008	0.003	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下				< 0.001	< 0.001	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下				< 0.008	< 0.008	
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	16	0.49	0.07	0.02	0.02	
34	鉄及びその化合物※1	0.3 mg/L以下	39	0.26	0.15	< 0.01	< 0.01	
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	0.006	0.005	0.005	< 0.01	< 0.01	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	7.5	7.5	6	13.8	10 ※2	
37	マンガン及びその化合物※1	0.05 mg/L以下	1.3	0.037	0.027	< 0.001	< 0.001	
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	5.4	5.4	4.1	8.1	5.5 ※2	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	28	25	22	25	22 ※2	
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1100	110	88	112	86 ※2	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	
42	ジェオスミン※1	0.00001 mg/L以下	0.000003	< 0.000001	< 0.000001	0.000001	0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール※1	0.00001 mg/L以下	< 0.000001	< 0.000001	< 0.000001	0.000001	0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
46	有機物等(TOCの量)	3 mg/L以下	6.8	0.9	0.4	0.9	0.4 ※2	
47	pH値※1	5.8以上8.6以下	7.4	7.4	7.1	7.3 ~ 7.6		
48	味※	異常でないこと	—	—		異常なし	異常なし	
49	臭気※1	異常でないこと	—	—	異常/異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度※1	5 度以下	270	9.7	2.4	0.5	0.5	
51	濁度※1	2 度以下	1000	<10	0.8	< 0.05	< 0.05	

※1 処理目標値設定項目

※2 原水検出状況が処理に影響を与える項目

### (3) 目標排水水質

河川放流時の目標排水水質は、表 14 に示すとおりとする。

表 14 目標排水水質

項目	基準値
水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量（mg/L）	160以下
浮遊物質量（mg/L）	200以下
大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	3000以下

### 4.3 土地の使用に関する事項

登別温泉浄水場の敷地は市の所有地であるが、本事業の実施に必要な範囲において事業者は市の許可を得て、土地を無償で使用できるものとする。

### 4.4 新設施設の各種要件等

新設施設に係る各種要件等の詳細については、業務要求水準書において示すものとする。

## 5 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本事業の事業契約及び契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、双方誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び契約に付帯する事業計画に関する紛争については、市所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

## **6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項**

### **6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合**

市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。詳細については事業契約書において規定する。

### **6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合**

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

## 7 その他事業の実施に関し必要な事項

### 7.1 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

### 7.2 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、市のウェブサイトを通じて行うものとする。

### 7.3 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、入札公告までの間にその内容の変更を行うことがある。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後の内容及びスケジュールを公表するものとする。

### 7.4 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

### 7.5 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をDBM方式で実施することが適当でないと判断された場合には、入札を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

### 7.6 応募に当たっての費用の負担

応募にあたっての費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 7.7 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- ア 省資源に配慮すること。
- イ 省エネルギーに配慮すること。
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- エ 周辺的生活環境（騒音、振動、臭気及び交通等）に配慮すること。
- オ 周辺の景観に配慮すること。

### 7.8 原水等のサンプリング

入札へ参加を希望するものが既存施設の原水、浄水及び排水のサンプリングを希望する場合は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書受付日までの期間中、随時受け付けるも

のとする。希望者は、「8本事業に関する問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。なお、サンプリングに要する費用は希望者が負担する。

## 8 本事業に関する問い合わせ先

登別市総務部契約・管財グループ

所在地 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話 0143-85-1184

電子メール [onsenj@city.noboribetsu.lg.jp](mailto:onsenj@city.noboribetsu.lg.jp)



登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）  
様式集  
（実施方針公表時）

平成31年4月8日

登別市都市整備部水道室水道グループ

## 【 目 次 】

【様式1号】実施方針説明会及び現地見学会（第1回）参加申込.....	1
【様式2号】実施方針に関する質問書.....	2
【様式3号】業務要求水準書に関する質問書.....	3
【様式4号】実施方針に関する意見書.....	4
【様式5号】業務要求水準書に関する意見書.....	5

【様式1号】

平成31年 月 日

登別市長

小笠原 春一 様

### 実施方針説明会及び現地見学会（第1回）参加申込

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」に関する実施方針説明会及び現地見学会（第1回）に以下のとおり申し込みます。

会社名	
住所	
所属 職名	
担当者名	
電話	
F A X	
メールアドレス	
実施方針説明会	参 加 ・ 欠 席
現地見学会（第1回）	参 加 ・ 欠 席

注）実施方針説明会及び現地見学会への参加は1社あたり3名までとします。

【様式2号】

平成31年 月 日

登別市長

小笠原 春一 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

### 実施方針に関する質問書

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の実施方針について、以下のとおり質問を提出いたします。

(1/1)

No.	頁	項 目	質 問 内 容
		<記入例>	
1	11	2.2 (2) 2) (ア) ア	○○○○○○○○
2	13	1.4 (2) 表8	○○○○○○○○

注) 欄が不足する場合は、事業者にて追加して使用する。なお、表の右上に頁番号（当該頁/全体頁）を記入のこと。

【様式3号】

平成31年 月 日

登別市長

小笠原 春一 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

### 業務要求水準書に関する質問書

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書について、以下のとおり質問を提出いたします。

(1/1)

No.	頁	項 目	質 問 内 容
		<記入例>	
1	11	2.2 (2) 2) (ア) ア	○○○○○○○○
2	13	1.4 (2) 表8	○○○○○○○○

注) 欄が不足する場合は、事業者にて追加して使用する。なお、表の右上に頁番号（当該頁/全体頁）を記入のこと。

【様式4号】

平成31年 月 日

登別市長

小笠原 春一 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

### 実施方針に関する意見書

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の実施方針について、以下のとおり意見を提出いたします。

(1/1)

No.	頁	項 目	質 問 内 容
		<記入例>	
1	11	2.2 (2) 2) (ア) ア	○○○○○○○○
2	13	1.4 (2) 表8	○○○○○○○○

注) 欄が不足する場合は、事業者にて追加して使用する。なお、表の右上に頁番号（当該頁/全体頁）を記入のこと。

【様式5号】

平成31年 月 日

登別市長

小笠原 春一 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

### 業務要求水準書に関する意見書

「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」の業務要求水準書について、以下のとおり意見を提出いたします。

(1/1)

No.	頁	項 目	質 問 内 容
		<記入例>	
1	11	2.2 (2) 2) (ア) ア	○○○○○○○○
2	13	1.4 (2) 表8	○○○○○○○○

注) 欄が不足する場合は、事業者にて追加して使用する。なお、表の右上に頁番号（当該頁/全体頁）を記入のこと。